

は、都道府県警察において、携帯電話やパソコンのメール機能を活用して、あらかじめ登録した住民に犯罪発生の状況や不審者（声かけ）情報などの身近な情報を発信する取組が行われている。さらに、地元テレビやラジオを通じて、定期的に情報を提供する体制を構築したり、新聞の折込みチラシなどを活用した情報提供を行っている。

なお、これらの犯罪発生情報などを提供するに当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

(18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、事故類型や年齢層別など交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態などについての周知を図っている。

(19) 交通事故被害者に関する統計の周知

平成23年3月に決定した第9次交通安全基

本計画では、平成27年までに、①24時間死者数を3,000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する、②死傷者数を70万人以下にするなどの目標を掲げており、交通安全白書では、これらの目標を実現すべく、毎年度、被害者支援の推進をはじめとする各種交通安全施策の実施結果等について掲載し、国民への周知を図っている。

また犯罪被害者白書でも、交通事故被害者に関する統計の充実を図っている。

(20) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及

文部科学省においては、児童の豊かな人間性や社会性を育むため、小学校における3泊4日以上での自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援しており、その成果について、平成22年7月に「農山漁村での宿泊体験による教育効果の評価について」（報告）を取りまとめ、全国の教育委員会や学校に普及を図っている。

第6節 推進体制に関する施策の取組

1 国の行政機関相互の連携・協力

国の行政機関において、推進会議、専門委員等会議、関係省庁連絡会議などを活用し相互の連携・協力を図っている。

基本計画策定・推進専門委員等会議については、平成23年6月8日、第9回会合が、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制

度の創設に関する検討会」及び「犯罪被害者等に対する心理療法の公費負担に関する検討会」と合同で開催され、各検討会のスケジュール、検討事項、検討の進め方等について確認された。その後、各検討会において、検討が進められている。

2 地方公共団体との連携・協力

内閣府において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の総合的な推進を図るため、知事部局の窓口となる部局・体制を確認し、当該窓口との間で、連携・協力・情報共有を行っている。

平成23年5月に開催された主管課室長会議では、有識者による講演、先進的な取組を行っている地方公共団体からの事例発表を行うなど、情報の共有を図った。

関係省庁と地方公共団体の職員を対象とし

て配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」では、各省庁の犯罪被害者等施策、

各地方公共団体の先進的な取組事例の紹介など、情報の共有を図っている。

3 その他様々な関係機関・関係者との連携・協力

施策の推進に当たっては、様々な関係機関・関係者との連携・協力が必要であり、各種施策の企画立案などの際には、各省庁において、意見交換の実施など、行政機関以外の

国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体などとの連携・協力を行っている。

4 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

内閣府において、平成19年2月に「犯罪被害者団体等紹介サイト」を設置し、関係団体などとの情報交換に当たり活用している。

また、内閣府犯罪被害者等施策ホームページにおいて、随時、犯罪被害者等に係る意見

を受け付けており、寄せられた意見について、適切に対応している。

今後とも、犯罪被害者団体等から随時、意見・要望を聴取し、適切に施策に反映することとしている。

5 施策策定過程の透明性の確保

施策を適正に策定するためには、当該施策の策定に当たっての透明性の確保が不可欠である。

情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて、各省庁において適切に実施している。

基本計画策定・推進専門委員等会議、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」及び「犯罪被害者等に

対する心理療法の公費負担に関する検討会」の議事概要、配布資料及び議事録について、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載している。

内閣府において、同ホームページで、基本法、基本計画、政府の推進体制を紹介するとともに、調査研究や広報・啓発行事など、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行っている。

6 施策の実施状況の検証・評価・監視

推進会議において、施策を効果的かつ適切に推進するため、

- ・当該施策の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策を実施させる
- ・当該施策を評価し、その結果を基本計画や個別施策の見直しなどに反映させる
- ・施策の検討・決定・施行の状況について、

適時適切に監視を行うこととしている。

第2次基本計画については、平成24年4月1日から5年間を計画期間としており、今後、適時適切に、検証・評価・監視を行うこととしている。

7 フォローアップの実施

内閣府において、平成23年6月、犯罪被害者白書を取りまとめ、国会に提出するとともに、推進会議の委員や専門委員に配布するほか、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに

掲載した。

平成24年度も、施策の進捗状況を点検し、その結果について年次報告などを通じて公表する。

8 基本計画の必要な見直し

推進会議において、犯罪被害者等のための施策の検証・評価・監視を適時適切に行うこととしており、その成果も踏まえ、必要に応

じ、基本計画の見直しを行うこととしている。